

二十七 第47条《優良賃貸住宅等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>47-8 各事業年度終了の日(同項に規定する供用期間の末日を含む事業年度については、当該供用期間の末日)</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47-13 措置法第47条第1項の規定の適用を受けている優良賃貸住宅について 資本的支出(増築に該当するものを除く。以下同じ。)がされた場合.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>	<p>(特定優良賃貸住宅等の各独立部分の数が10以上であるかどうかの判定の時期等)</p> <p>47-8 各事業年度終了の日(同項に規定する供用期間の末日の属する事業年度については、当該供用期間の末日)</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(資本的支出)</p> <p>47-13 措置法第47条第1項の規定の適用を受けている優良賃貸住宅について 資本的支出(増築に係るものを除く。以下同じ。)がされた場合.....</p> <p>...</p> <p>.....</p>

二十八 第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定再開発建築物等の範囲)</p> <p>47の2-1 中古建築物等</p>	<p>(特定再開発建築物等の範囲)</p> <p>47の2-1 中古住宅等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に設ける駐車場の意義)</p> <p>47の2-6 <u>措置法第47条の2第3項第3号イ</u>.....</p>	<p>(直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に設ける駐車場の意義)</p> <p>47の2-6 <u>措置法第47条第3項第3号イ</u>.....</p>
<p>(建物の一部が要件該当特定建築物である場合の取扱い)</p> <p>47の2-9 一の建物が<u>措置法第47条の2第3項第4号の規定に該当する特定建築物</u>(以下「<u>要件該当特定建築物</u>」という。).....<u>要件該当特定建築物以外</u>.....、当該<u>要件該当特定建築物</u>.....</p>	<p>(建物の一部が<u>認定建築物</u>である場合の取扱い)</p> <p>47の2-9 一の建物が<u>措置法第47条の2第3項第4号に規定する認定建築物</u>(以下「<u>認定建築物</u>」という。).....<u>認定建築物以外</u>..... ...、当該<u>認定建築物</u>.....</p>
<p>(遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定)</p> <p>47の2-11 <u>措置法令第29条の5第6項第1号</u>.....</p>	<p>(遮音上有効な機能を有する壁の部分の長さの判定)</p> <p>47の2-11 <u>措置法令第29条の5第5項第1号</u>.....</p>
<p>(路面の中心からの高さ)</p> <p>47の2-13</p> <p>.....<u>措置法令第29条の5第6項</u>.....</p>	<p>(路面の中心からの高さ)</p> <p>47の2-13</p> <p>.....<u>措置法令第29条の5第5項</u>.....</p>
<p>(開放された空地の意義)</p> <p>47の2-14 <u>措置法令第29条の5第6項第4号</u>.....</p>	<p>(開放された空地の意義)</p> <p>47の2-14 <u>措置法令第29条の5第5項第4号</u>.....</p>
<p>(床面積等の意義)</p> <p>47の2-15 <u>措置法令第29条の5第3項各号及び第4項第1号に規定する床面積並びに同条第6項第3号に規定する建築面積は</u>、.....</p> <p>.....</p>	<p>(床面積等の意義)</p> <p>47の2-15 <u>措置法令第29条の5第3項及び第4項に規定する床面積並びに同条第5項第2号に規定する建築面積は</u>、.....</p> <p>.....</p>
<p>(資本的支出)</p>	<p>(新 設)</p>

47の2-16 措置法第47条の2第1項の規定の適用を受けている特定再開発建築物等について資本的支出（増築に該当するものを除く。以下同じ。）がされた場合には、当該特定再開発建築物等について同項の規定の適用がある期間内に限り、当該資本的支出に係る金額についても同項の規定の適用があるものとする。

（注）措置法令第29条の5第5項に規定する増改築に係る計画に係る特定建築物については、その増改築に係る部分が同条第4項に定める要件を満たす必要があることに留意する。

二十九 第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係

改 正 後	改 正 前
（貯蔵槽倉庫） 48-3 (1) <u>倉庫業法施行規則第3条の9</u> (2) <u>4,500立方メートル以上</u>	（貯蔵槽倉庫） 48-3 (1) <u>倉庫業法施行規則第3条第1項第6号</u> (2) <u>4,000立方メートル以上</u>

三十 第49条《鉱業用坑道等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
（増産後の採掘量） 49-4 <u>各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合は、当該連結事業年度。以下49-4前段において同じ。）のうち鉱物の採掘量が施業案に定める予定採掘量を超えている事業年度がある場合</u>	（増産後の採掘量） 49-4 <u>各事業年度のうち鉱物の採掘量が施業案に定める予定採掘量を超えている事業年度がある場合</u>ただし、49-16により増産後の採掘量を減額補正したときは、その減額後の採掘量とするものとする。

改 正 後	改 正 前
<p>...ただし、49-16により増産後の採掘量を減額補正したとき（<u>連結措置法通達68の37-16により減額補正したときを含む。</u>）は、その減額後の採掘量とするものとする。</p> <p>.....</p> <p>（準備坑道の掘削費）</p> <p>49-9 準備坑道の掘削のために支出した金額は、その坑道を利用して鉱物を採掘した日を含む事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>前の各事業年度においては仮勘定として経理するものとする。</p> <p>なお、その坑道を利用して鉱物を採掘した場合においては、<u>当該準備坑道に係る仮勘定（連結事業年度において仮勘定に経理したものを含む。）</u>の金額は、その坑道を利用して鉱物を採掘した事業年度において掘削された坑内坑道の掘削のために支出した金額となることに留意する。</p> <p>（基準採掘量の減額補正）</p> <p>49-16</p> <p>.....、その事業年度以後の各事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>の鉱物の採掘量が基準採掘量に達しないこととなることが予測される場合において、.....</p> <p>（坑内坑道の償却）</p> <p>49-17</p> <p>.....この場合において、<u>当該事業年度（その事業年度が連結事業</u></p>	<p>.....</p> <p>（準備坑道の掘削費）</p> <p>49-9 準備坑道の掘削のために支出した金額は、その坑道を利用して鉱物を採掘した日を含む事業年度前の各事業年度においては仮勘定として経理しておき、その坑道を利用して鉱物を採掘した場合においては、<u>その仮勘定の金額は、その坑道を利用して鉱物を採掘した事業年度において掘削された坑内坑道の掘削のために支出した金額とするものとする。</u></p> <p>（基準採掘量の減額補正）</p> <p>49-16</p> <p>.....、その事業年度以後の各事業年度の鉱物の採掘量が基準採掘量に達しないこととなることが予測される場合において、.....</p> <p>（坑内坑道の償却）</p> <p>49-17</p> <p>.....この場合において、<u>当該事業年度後の各事業年度において</u></p>

年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の各事業年度において当該各事業年度の開始の日における坑内坑道(準備坑道を除く。)の帳簿価額(当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においてした償却額のうち償却超過額があるときは、.....

(変更後の予定採掘量に達するまでの軌条等及び小型機械等)

49-20

.....その事業年度の鉱物の採掘量がその変更後の予定採掘量に達するに至った事業年度までの各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において掘削される坑内坑道のうち、.....

(増産のための軌条等)

49-21

.....当該事業年度の直前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)終了の日における.....

(算式)

.....

(増産のための小型機械等)

49-22

.....指定告示(措置法令第29条の7の規定に係る鉱業用坑道等の特別償却の適用を受ける機械及び装置等を指定する昭和32年大蔵省告示第166号をいう。)に定める名称.....当該事業年度の直前事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)終了の日における総出力又は台数.....当該事業年度の直前事業年度

当該各事業年度の開始の日における坑内坑道(準備坑道を除く。)の帳簿価額(当該事業年度前の各事業年度においてした償却額のうち償却超過額があるときは、.....

(変更後の予定採掘量に達するまでの軌条等及び小型機械等)

49-20

.....その事業年度の鉱物の採掘量がその変更後の予定採掘量に達するに至った事業年度までの各事業年度において掘削される坑内坑道のうち、.....

(増産のための軌条等)

49-21

.....当該事業年度の直前事業年度終了の日における.....

...

(算式)

.....

(増産のための小型機械等)

49-22

.....措置法第49条第1項の規定の適用を受ける機械及び装置等を指定する告示(昭和32年大蔵省告示第166号)に定める名称.....当該事業年度の直前事業年度終了の日における総出力又は台数.....当該事業年度の直前事業年度終了の日におけるそれぞれの小型機械等の総出力又は台数.....

改 正 後	改 正 前
<p><u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> 終了の日におけるそれぞれの小型機械等の総出力又は台数.....</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(増産後の事業年度において、その増産に見合う軌条等及び小型機械等を取得した場合の取扱い)</p> <p>49-24 <u>法人の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> の鉱物の採掘量が基準採掘量を超えた場合.....</p> <p>.....</p> <p>(資産坑道において施設され又は使用されている軌条等及び小型機械等の取替更新の計算)</p> <p>49-27</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>旧坑道通達(昭27年直法1-10「石炭鉱業における坑道の減価償却について」通達をいう。)</u>.....(同通達.....</p>	<p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(増産後の事業年度において、その増産に見合う軌条等及び小型機械等を取得した場合の取扱い)</p> <p>49-24 <u>法人の各事業年度の鉱物の採掘量が基準採掘量を超えた場合</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(資産坑道において施設され又は使用されている軌条等及び小型機械等の取替更新の計算)</p> <p>49-27</p> <p>(算式)</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....<u>「石炭鉱業における坑道の減価償却について」通達(昭27年直法1-10、以下「旧坑道通達」という。)</u>.....(旧坑道通達.....</p> <p>.....</p>